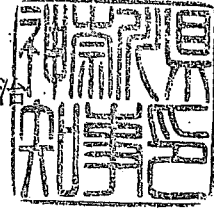


地福第 2048号
令和4年11月17日

社会福祉法人翔の会
理事長 河内 智恵子 様

神奈川県知事 黒岩 祐治



税額控除に係る証明書

貴法人が、租税特別措置法施行令第二十六条の二十八の二第一項第三号に規定する要件を満たしていることを証明します。

本証明書に係る有効期間は、下記のとおりです。

記

(有効期間)

令和4年11月27日 から 令和9年11月26日 まで

※ 前回証明した証明書の有効期間（平成29年11月27日～平成34年11月26日）から継続して、5年間が有効期間となります。